

写



3文ス第372号
令和3年6月2日

公益財団法人福島県体育協会会長様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（通知）

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を決定した通知が、別紙写しのとおり発出されました。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙及び下記に留意のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、対策の継続について周知いただくようお願ひいたします。

記

1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守すること。

なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討すること。

2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意すること。

（事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195）

写

3健第2614号
令和3年5月28日

各部局長
教育長
各委員会事務局長様
議会事務局長
県警察本部長

保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について(通知)

県内においては、これまでにない速さでの新規感染者の増加を受けて、会津若松市といわき市における集中対策に加え、県内全域で緊急特別対策を実施していたところです。

このような取組の結果、感染状況を判断する指標は改善されつつあり、医療提供体制の負荷も軽減されてきていますが、一方で変異株への置き換わりが進むなど、感染の再拡大が懸念されます。

また、会津若松市においては、依然として「人口10万人当たりの新規陽性者数」がステージ4の水準にあり、病床の広域調整が度々必要となるなど引き続き予断を許さない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、28日に開催した「第74回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いします。

記

〈福島県新型コロナウイルス感染症集中対策〉(会津若松市)

- ・ 不要不急の外出自粛要請(6月1日~6月7日)
- ・ 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とした午後8時から翌日午前5時までの営業時間の短縮の要請(6月1日午後8時~6月8日午前5時)

〈福島県新型コロナウイルス感染症重点対策〉(県全域)(6月1日~6月30日)

- ・ 一人ひとり基本的な感染対策の徹底
- ・ 感染リスクの高い行動を控える
- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底
- ・ テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減 等

事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話(総括班) 024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp